方債の額	
ついて同意又は許可を得た地方債（以下「令和元年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、令和二年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和二年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、令和三年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和三年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、令和四年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和四年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、令和五年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和五年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、令和六年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和六年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）及び令和七年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和七年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）で総務大臣の指定するものの額	
［2　略］	
四十九　令和元年度から令和七年度までの各年度において国土強靱化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	1　国土強靱化施策に要する費用に充てるため、令和元年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和元年度国土強靱化施策債」という。）、令和二年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和二年度国土強靱化施策債」という。）、令和三年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和三年度国土強靱化施策債」という。）、令和四年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和四年度国土強靱化施策債」という。）、令和五年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和五年度国土強靱化施策債」という。）、令和六年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和六年度国土強靱化施策債」という。）及び令和七年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和七年度国土強靱化施策債」という。）のうち防災・減災・国土強靱化緊急対策事業に係る地方債で総務大臣の指定するものに係る額並びに令和元年度から令和七年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た緊急自然災害防止対策事業に係る地方債の額 ［2　略］

［2～4　略］

（種別補正に用いる種別）

第七条　種別補正に用いる種別は、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の種別の欄に定めるところによる。

方債の額	
ついて同意又は許可を得た地方債（以下「令和元年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、令和二年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和二年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、令和三年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和三年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、令和四年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和四年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）、令和五年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和五年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）及び令和六年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和六年度東日本大震災全国緊急防災施策等債」という。）で総務大臣の指定するものの額	
［2　同上］	
四十九　令和元年度から令和六年度までの各年度において国土強靱化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	1　国土強靱化施策に要する費用に充てるため、令和元年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和元年度国土強靱化施策債」という。）、令和二年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和二年度国土強靱化施策債」という。）、令和三年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和三年度国土強靱化施策債」という。）、令和四年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和四年度国土強靱化施策債」という。）、令和五年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和五年度国土強靱化施策債」という。）及び令和六年度において発行について同意又は許可を得た地方債（以下「令和六年度国土強靱化施策債」という。）のうち防災・減災・国土強靱化緊急対策事業に係る地方債で総務大臣の指定するものに係る額並びに令和元年度から令和六年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た緊急自然災害防止対策事業に係る地方債の額 ［2　同上］

［2～4　同上］

（種別補正に用いる種別）

第七条　種別補正に用いる種別は、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の種別の欄に定めるところによる。